

【公示】 一般社団法人青梅青色申告会代議員選挙実施について

一般社団法人青梅青色申告会
正会員の皆様へ

令和5年4月4日

一般社団法人青梅青色申告会
代議員選挙管理委員会
委員長 田中幸治

「代議員選挙」及び「代議員立候補公募」の実施について

一般社団法人青梅青色申告会定款第11条及び代議員選挙細則に基づいて、下記のとおり代議員選挙を実施することとし、代議員の立候補要領についてお知らせいたします。

1. 代議員選挙要綱

- (1) 代議員立候補者の資格 代議員選挙公示日における正会員
- (2) 選挙人の資格 代議員選挙公示日における正会員
- (3) 代議員の定数 約35人 定款第11条及び代議員選挙細則第2条による（年度当初の正会員数を100人で除した数。端数は切り捨てる。）
- (4) 代議員の任期 2年（令和5年度総会～令和6年度総会終了まで）
- (5) 投票方法（*） 別に定める書式（投票用紙）郵送による無記名投票
- (6) 選挙日程
 - ①選挙管理委員会による公示 令和5年4月1日
申告会館内掲示、HP掲載
 - ②立候補受付期間 令和5年4月4日～4月15日
 - ③立候補者名簿の公示 申告会館内掲示、HP掲載

- ④投票用紙の発送（＊） 令和5年4月16日
- ⑤投票・投票用紙郵送受付（＊） 令和5年4月18日～28日
- ⑥当選代議員名簿公示 令和5年5月2日
申告会館内掲示、HP掲載
- ⑦当選証書を当選者に郵送 当選後随時

（＊）は立候補者数が代議員定数を上回った場合のみ実施する。

2. 立候補を希望される方へ

代議員は一般社団法人青梅青色申告会の総会に出席し、定款の定めに従い、本法人の重要事項について審議し議決するという任務を担います。

なお、総会に出席しない代議員は、あらかじめ通知のあった事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合はその代議員は出席したものとみなす。（定款 第19条による）

- ① 立候補を希望される方は、所定の立候補届出書に必要事項をご記入のうえ受付期間末日までに、申告会事務局内選挙管理委員会宛へご送付又はご持参願います。
- ② 代議員選挙立候補届出書は、申告会事務局でお渡しいたします。
- ③ 正会員か否か、或いは会員番号については本会事務局にお問い合わせ願います。

注 「一般社団法人青梅青色申告会 代議員選挙細則」第4条の規定に従い、立候補者の数が、代議員定数と同数の場合は選挙を実施せず、立候補者全員を代議員とします。

《届出先》

〒198-0031

東京都青梅市師岡町4-7-25

一般社団法人青梅青色申告会 会長 角田俊一 宛

《問合先》

選挙管理委員会 事務局(久保) TEL 0428-23-0108